「ノウフク・アワード２０２０」実施要領

１　趣旨

　　近年、農業と福祉が連携して、双方が「Win-Win」の関係や地域社会にとって様々な価値を生み出す関係性を構築し、障害者をはじめとする多様な人材が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく「農福連携」（ノウフク）の取組が拡大しており、担い手不足や高齢化が進む農業分野においても、働き手の確保や地域農業の維持・発展につながるものであるとともに、共生社会の実現にも貢献するものと期待されている。

　　こうした農福連携を全国的に広く展開させて、各地域において農福連携を定着させていくためには、農福連携に取り組んでいる優良な事例をノウフク・アワード２０２０（以下「アワード」という。）として発掘・表彰し、全国への発信を通じて他地域への横展開を図るとともに、国民的運動として推進していくことが重要となっている。

　 このため、アワードは、全国で農福連携に取り組んでいる団体・企業や個人を募集し、農福連携の素晴らしさを発信する優れた取組を表彰するものであり、こうした表彰を通じて、国民運動として農福連携推進の機運を高め、農福連携の全国的な展開に資することを目的に実施する。

２　実施主体

 このアワードは、農福連携等応援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が実施する。

３　アワードの対象となる取組内容

　　地域において、農業（林業及び水産業を含む）と福祉や多様な人の双方が連携し、「Win-Win」の関係を構築することなどを通じて、障害者等＊の農業分野での多様な能力が発揮され、農業分野、福祉分野が抱える様々な課題の解決の実現はもちろんのこと、障害者をはじめとする多様な人材の社会参画の実現、地域農業の維持・発展、更には地域活性化にも貢献しているような次の（１）から（10）のいずれかに該当する取組を行っている団体・企業・法人の事業所、個人を応募の対象とする。

「注」　＊の障害者等には、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等を含みます。

　　（１）農業法人等の農業経営体が障害者等を雇用している取組

　　（２）社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所が自ら農業を行う取組、又は自ら生産した農産物等を使って加工食品の製造を行う取組

　　（３）社会福祉法人等が農業法人を設立し、農業法人において障害者等が農業を行う取組

　　（４）農業法人が障害福祉サービス事業所を設立し、当該事業所の障害者が農業法人の農場等で農業を行う取組

　　（５）それぞれ別の農業経営体と障害福祉サービス事業所が農作業に関する請負契約を締結して、障害者等が施設外就労で農作業を行う取組

　　（６）地域内又は近隣の市町村等の農業経営体や障害福祉サービス事業所と連携して、これらから農産物等を仕入れて、障害福祉サービス事業所等が加工食品の製造を行う取組

　　（７）企業が特例子会社を設立し、特例子会社が農業を行い、障害者を就労させている取組

　　（８）企業や生協が障害福祉サービス事業所を開設し、農業を行う取組

　　（９）ＮＰＯ法人等が中間支援組織となって、農業経営体と障害福祉サービス事業所とをマッチングさせ、障害福祉サービス事業所の障害者等が農業経営体に出向いて農作業を行う取組

　　（10）地方公共団体等が支援して農福連携を行っている取組　等

なお、上記の取組のほか、地域において農福連携の定着に向けた様々な取組も、未来につながるノウフクの息吹として捉え、ノウフク・アワード2020の対象とする。

４　アワードの募集

　　ノウフク・アワードの募集は以下の通り実施する。

　 （１） 募集方法

 アワードの表彰を受けようとする団体・企業・法人、個人は、以下の「ノウフク・アワード２０２０募集サイト」から応募用紙（別紙１）をダウンロードし、応募用紙に必要事項を記入し、募集期間中に、農福連携応援コンソーシアム事務局（一般社団法人日本基金）に、郵送（当日消印有効）にて提出するか、又は当該サイト内の「エントリー」から応募事項を記入し、応募することとする。また、自薦・他薦は問わないが、この団体・企業・法人、個人を推薦しようとする都道府県又は市町村等がある場合は、都道府県又は市町村等の推薦書（別紙２）を応募用紙と併せて、提出することとする。

　　　　ノウフク・アワード２０２０募集サイトURL：

 （２） 募集期間

令和２年９月16日（水）から令和２年11月17日（火）まで

５　アワードの審査・決定

 （１） アワードの候補を適正かつ円滑に選定するため、「ノウフク・アワード」審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（２） 審査委員会の委員は、コンソーシアムが委嘱するものとする。

（３） 審査委員会の長（以下「審査委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。

（４） 審査委員会は、自薦・他薦による応募の中から、別添１の「ノウフク・アワード2020審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、応募用紙等によって審査を実施し、６に定める表彰の候補を選定する。

（５） 審査委員会の内容は非公開とする。

（６） その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員長が定めるものとする。

６　表彰

応募のあった取組の中から、審査基準に基づき、優れたものについて以下の表彰を行うものとする。

　 （１） 優れた取組を優秀賞として10団体等を表彰する。

　 （２） 優秀賞に選定されたものの中から、グランプリ１団体等、審査委員特別賞３団体等を選定する。

　 （３） 審査員特別賞については、審査基準における「人」、「地域」、「未来」のそれぞれの領域において優れているものを選定する。

７　結果の公表・通知

（１） 優秀賞の選定結果については、令和３年１月頃に、農林水産省ホームページ等において公表するとともに、受賞者に対しては、受賞された旨の通知を併せて行うこととする。

（２） グランプリ及び審査委員特別賞は、８の表彰式当日に発表する。

８ 表彰式の開催及び付随イベントの実施

（１）　表彰式は、優秀賞に選定された団体等を招いて、令和３年２月頃、東京都内の会場で開催することとする。

（２）　表彰式と併せて、受賞者と関係者との間での情報交換会（交流会）、シンポジウム等の実施を検討する。

９ 表彰事例等の普及その他

（１） 農福連携の取組の拡大に資するため、表彰事例については、コンソーシアム参加団体を通じてその傘下会員等に周知するとともに、ウェブサイトをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努める。

（２） 表彰されなかったものについても、取組事例として優秀なものについては、今後新たに構築するノウフクポータルサイトに優良事例として掲載していく。

（３） 応募資料の記載等に虚偽があり、又は選定後に表彰事例としてふさわしくない行為があったと認められる場合には、表彰を取り消す場合がある。

10　応募先・問合せ先

　　農福連携応援コンソーシアム事務局（一般社団法人日本基金）

　　〒101-0021　東京都千代田区外神田2-1-4　大京ビル松住町別館401号

　　（問合せ時間：平日10：00～17：00）